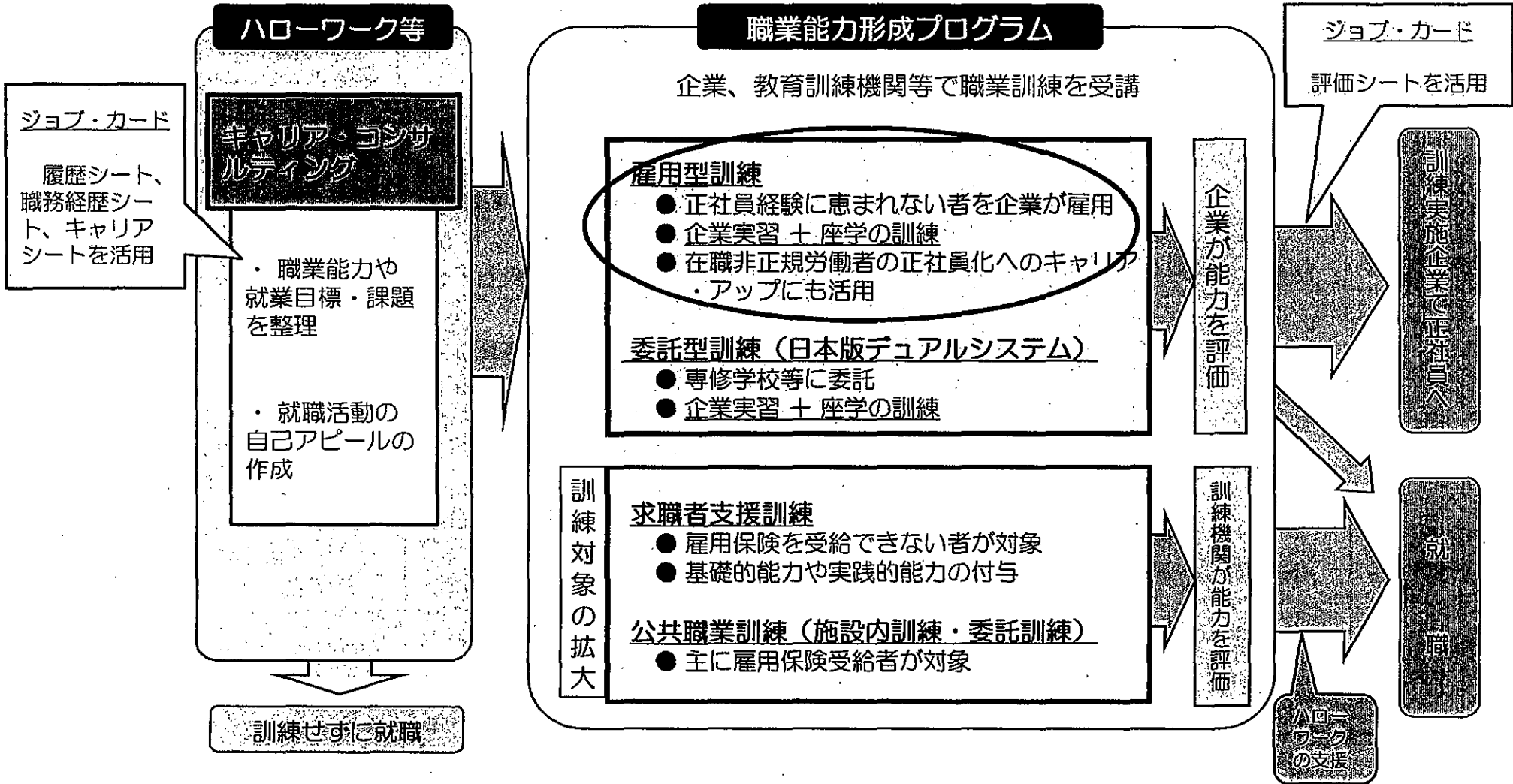


ジョブ・カード制度の活用による就職促進の流れ



ジョブ・カード制度の職業訓練

	雇用型訓練		公共職業訓練		求職者支援訓練	
	有期実習型訓練	実践型人材養成システム	委託型訓練 <small>(日本版デュアルシステム)</small>	離職者訓練		学卒者訓練
対象者	<ul style="list-style-type: none"> フリーター等の正社員経験が少ない方 新規学卒者 自社内のパート等の非正規労働者 	<ul style="list-style-type: none"> 新規学卒者を主とした15歳以上40歳未満の方 →「15歳以上45歳未満」へ要件を緩和 自社内のパート等の非正規労働者 (正社員転換する場合に限る) 	実践的な職業能力の習得が必要な求職者の方	雇用保険を受給できる方	高等学校卒業者等	雇用保険を受給できない方
総訓練時間	<ul style="list-style-type: none"> 3ヶ月超6ヶ月以内(特別な場合は1年まで可。トライアル雇用と併用する場合は3ヶ月) OJTは総訓練時間の2割以上8割以下(訓練修了後に正社員となる場合は1割以上9割以下) 	<ul style="list-style-type: none"> 6ヶ月以上2年以下 OJTは総訓練時間の2割以上8割以下 	標準4ヶ月(委託訓練活用型:座学先行コースの場合)等	3ヶ月から1年	1年または2年	3ヶ月から6ヶ月
位置づけ	フリーター等の正社員経験の少ない方に実践的な訓練を行うことにより、正社員就職を目指す。	計画的な訓練を行うことにより、現場の核心人材を育成。	民間教育訓練機関等が主体となり、実践的な職業能力を付与。	公共職業能力開発施設や民間教育訓練機関等において、再就職に必要な知識及び技能を習得させるための訓練。	公共職業能力開発施設において技能労働者の育成を図るため、長期間の訓練を実施。	民間の教育訓練機関等を活用し、基礎的能力から実践的能力までを習得するための訓練。